

公立大学法人青森公立大学職員初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則

令和7年3月31日

規程第12号

改正 令和 8年 3月規程第 9号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 級別基準職務（第3条）
- 第3章 削除
- 第4章 新たに職員となった者の職務の級及び号給（第10条―第18条）
- 第5章 昇格及び降格（第19条―第23条の2）
- 第6章 初任給基準又は給料表の適用を異にする異動（第24条―第27条）
- 第7章 削除
- 第8章 昇給（第32条―第42条）
- 第9章 特別の場合における号給の決定（第43条―第46条）
- 附則

第1章 総則

（総則）

第1条 公立大学法人青森公立大学職員給与規程（平成21年規程第67号。以下「給与規程」という。）第4条第2項に規定する職員の職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務、給与規程第5条の規定により理事長が職員の職務の級及び号給を決定する場合の基準等については、別に定める場合を除き、この細則の定めるところによる。

（定義）

第2条 この細則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 給与規程第4条第1項の給料表（以下「給料表」という。）のうちいずれかの給料表の適用を受ける者をいう。
- (2) 昇格 職員の職務の級を同一の給料表の上位の職務の級に変更することをいう。
- (3) 降格 職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。

第2章 級別基準職務

第3条 給与規程第4条第2項に規定する職務の級の分類は、別表第1に定める級別基

準職務表（以下「級別基準職務表」という。）に定めるとおりとする。

第3章 削除

第4条から第9条まで 削除

第4章 新たに職員となった者の職務の級及び号給

（新たに職員となった者の職務の級）

第10条 新たに職員となった者の職務の級は、この条の定めるところにより、その者の能力等を考慮し、その職務に応じて決定するものとする。

2 採用試験の結果に基づいて新たに職員となった者の職務の級は、その者が新たに職員となった日においてその者に適用される別表第2に定める初任給基準表（以下「初任給基準表」という。）の試験欄の区分に対応する初任給欄の職務の級に決定するものとする。

3 新たに職員となった者のうち、前項の規定の適用を受ける者以外の職務の級は、次に定めるところにより決定するものとする。

(1) 次に掲げる職務の級にあつては、あらかじめ理事長の承認を得ること。

イ 事務職員給料表の職務の級9級、8級、7級及び6級

ロ 教員職員給料表の職務の級3級

(2) 前号に掲げる職務の級以外の職務の級にあつては、その者が新たに職員となった日においてその者に適用される初任給基準表の職種欄の区分又は試験欄の区分（職種欄の区分及び試験欄の区分の定めがあるものにあつては、それぞれの区分）及び学歴免許等欄の区分に対応する初任給欄の職務の級（次条第1項第3号に掲げる職員にあつては、その者に適用される給料表の最下位の職務の級）を基礎としてその者の経験年数に相当する期間その者の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなして第19条第4項第2号前段（特別の事情がある場合には、同号）の規定の例によるものとした場合に決定することができる職務の級の範囲内で決定しようとするときにあつては当該職務の級の範囲内でその者の職務の級を決定するものとし、当該決定することができる職務の級より上位の職務の級に決定しようとするときにあつては理事長の定めるところにより当該職務の級にその者の職務の級を決定するものとする。

4 前項第2号の規定にかかわらず、職員から人事交流等により引き続き第16条各号のいずれかに掲げる者になった者であつて、当該者から人事交流等により引き続いて職員となったものの職務の級は、同条各号に掲げる者となった日の前日におけるその者の職務の級を基礎として引き続き職員であったものとして昇格の規定の例によるものとした場合に決定することができる職務の級の範囲内で決定するものとする。

（新たに職員となった者の号給）

第11条 新たに職員となった者の号給は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

- (1) 前条第2項の規定により職務の級を決定された職員 その者に適用される初任給基準表の試験欄の区分に対応する初任給欄に定める号給
 - (2) 前号及び次号に掲げる職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める号給
 - イ 前条の規定により決定された職務の級の号給が初任給基準表に定められている職員 当該号給
 - ロ 前条の規定により決定された職務の級の号給が初任給基準表に定められていない職員 初任給基準表に定める号給を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に第22条第1項又は第23条の2第1項の規定により得られる号給
 - (3) 初任給基準表の職種欄若しくは試験欄にその者に適用される区分の定めのない職員若しくはその者に適用される初任給基準表のこれらの欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する職員 その者の属する職務の級の最低の号給
- 2 職務の級の最低限度の資格を超える学歴免許等の資格又は経験年数を有する職員の号給については、前項の規定にかかわらず、第13条から第17条までに定めるところにより、初任給基準表に定める号給を調整し、又はその者の号給を前項の規定による号給より上位の号給とすることができる。
- (初任給基準表の適用方法)
- 第12条 初任給基準表は、その者の適用される給料表の別に応じ、かつ、職種欄の区分又は試験欄の区分（職種欄の区分及び試験欄の区分の定めがあるものにあつては、それぞれの区分）及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。
- 2 初任給基準表の試験欄の「採用試験」の区分は次に掲げる職員に適用し、同欄の「その他」の区分はその他の職員に適用する。ただし、初任給基準表に別段の定めがある場合は、その定めるところによる。
- (1) 採用試験の結果に基づいて職員となった者
 - (2) 前号に該当し、その後人事交流等により引き続いて給料表の適用を受けない職員、国又は他の地方公共団体の職員その他理事長の定めるこれらに準ずる者となり、引き続きそれらの者として勤務した後、引き続いて職員となった者
- 3 初任給基準表（試験欄の区分の定めのあるものに限る。）の適用を受ける職員となった者のうち、その者が有する知識経験、学歴免許等の資格等に照らして、採用試験のうちいずれかの試験の結果により採用された者に相当すると認められる者については、前項の規定にかかわらず、同欄の「採用試験」の区分のうち当該試験に対応する区分を適用することができる。
- 4 初任給基準表の学歴免許等欄の区分の適用については、初任給基準表において別に定める場合を除き、別表第3に定める学歴免許等資格区分表（以下「学歴免許等

資格区分表」という。)に定める区分によるものとする。

(学歴免許等の資格による号給の調整)

第13条 新たに職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する学歴免許等の資格より上位の学歴免許等の資格を有する者で当該学歴免許等の資格を取得するに際しその者の職務に直接有用な知識又は技術を修得したと認めるものに対する初任給基準表の適用については、その者に適用される初任給基準表の初任給欄に定める号給に、次の表の左欄に掲げるその者の有する学歴免許等の資格の属する学歴免許等資格区分表に定める学歴免許等の区分の区分に応じて次の表の右欄に定める数から同表の左欄及び中欄に掲げるその者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分(その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に学歴免許等の資格が掲げられている場合にあっては、次の表の左欄に掲げる当該学歴免許等の資格の属する学歴免許等資格区分表に定める学歴免許等の区分)の区分に応じて次の表の右欄に定める数を減じた数(次条第2項において「加算数」という。)に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給をもって、初任給基準表の初任給欄の号給とすることができる。

博士課程修了		21
修士課程修了又は大学6卒		18
大学専攻科卒		17
大学4卒	大学卒	16
短大3卒		15
短大2卒	短大卒	14
短大1卒又は高校専攻科卒		13
高校3卒	高校卒	12
高校2卒		11
備考		
(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学院博士課程のうち医学若しくは歯学に関する課程又は薬学若しくは獣医学に関する課程(修業年限4年のものに限る。)を修了した者に対するこの表の適用については、同表の左欄に掲げる「博士課程修了」の区分に対応する同表の右欄に掲げる数に1を加えた数をもって、同欄に掲げる数とする。		
(2) その者の有する学歴免許等の資格に係るこの表の右欄に掲げる数について理事長が別段の定めをした職員については、理事長が定める数をもって、同欄に掲げる数とする。		

2 初任給基準表の試験欄の「採用試験」の区分の適用を受ける者に対する前項の規定の適用については、その区分に応じ、「大卒程度」にあっては「大学卒」の区分、「短大卒程度」にあっては「短大卒」の区分、「高卒程度」にあっては「高校卒」

の区分が初任給基準表の学歴免許等欄に掲げられているものとみなす。

(経験年数を有する者の号給)

第14条 新たに職員となった次の各号に掲げる者のうち当該各号に定める経験年数を有する者の号給は、第11条第1項の規定による号給(前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、同項の規定による号給。以下この項において「基準号給」という。)の号数に、当該経験年数の月数を12月(その者の経験年数のうち5年を超える経験年数(第2号及び第4号に掲げる者で必要経験年数が5年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあつては当該各号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて理事長の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との権衡を考慮して理事長が相当と認める年数を除く。)の月数にあつては、18月)で除した数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に別表第8アに定める事務職員給料表7級以下職員等昇給号給数表のC欄の上段に掲げる号給数(事務職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの又は第37条第1項に規定する職員にあつては、別表第8イに定める事務職員給料表8級以上職員等昇給号給数表のC欄に掲げる号給数)を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給(理事長の定める者にあつては、当該号給の号数に3を超えない範囲内で理事長の定める数を加えて得た数を号数とする号給)とすることができる。

- (1) 第12条第2項第1号に掲げる者 その者の任用の基礎となった試験に合格した時以後の経験年数又はその者に適用される初任給基準表の試験欄の「採用試験」の区分に応じ、「大卒程度」にあつては「大学卒」の区分「短大卒程度」にあつては「短大卒」の区分、「高卒程度」にあつては「高校卒」の区分に属する学歴免許等の資格(前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格)を取得した時以後の経験年数
 - (2) 第12条第2項第2号に掲げる者及び同条第3項の規定の適用を受ける者 その者の職務に有用な免許その他の資格(前条の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格)を取得した時以後の経験年数
 - (3) 前2号及び次号に該当する者以外の者 初任給基準表の適用に際して用いられるその者の学歴免許等の資格(前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格)を取得した時以後の経験年数
 - (4) 第1号及び第2号に該当する者以外の者で基準号給が職務の級の最低の号給(初任給基準表に掲げられている場合の最低の号給を除く。)である者 級別資格基準表に定めるその職務の級についての必要経験年数を超える経験年数
- 2 新たに職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する学歴免許等の資格より上位の学歴免許等の資格

を有する者で前条第1項の規定の適用を受けないものに対する前項の規定の適用については、同条第1項の規定の適用を受けるものとした場合のその適用に際して用いられる学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数に加算数を加えた年数をもって、前項各号に定める経験年数とする。

(経験年数)

第14条の2 第10条第3項、第11条第2項及び前条に規定する経験年数(以下「経験年数」という。)は、新たに職員となった者の有する最も新しい学歴免許等の資格を取得した時(当該資格以外の資格によることが、その者に有利である場合にあっては、その資格を取得した時)以後の年数を別表第4に定める経験年数換算表に定めるところにより換算して得られる年数とする。

- 2 新たに職員となった者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分(同欄に学歴免許等の資格が掲げられている場合にあっては当該学歴免許等の資格の属する学歴免許等資格区分表の学歴区分欄に掲げる学歴免許等の区分とし、初任給基準表の学歴免許等欄に学歴免許等の区分又は学歴免許等の資格のいずれもが掲げられていない場合にあっては理事長の定める学歴免許等の区分とする。)に対して別表第5に定める経験年数調整表に加える年数又は減ずる年数が定められている学歴免許等の資格(前項の規定の適用に際して用いられるものに限る。)を有する者については、同項の規定によるその者の経験年数にその年数を加減した年数をもって、その者の経験年数とする。この場合において、これらの学歴免許等の区分及び当該学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格については、初任給基準表において別に定める場合を除き、学歴免許等資格区分表に定めるところによる。
- 3 初任給基準表の備考に別段の定めがある場合における経験年数の取扱いについては、前2項の規定にかかわらず、その定めるところによる。

(下位の区分を適用するほうが有利な場合の号給)

第15条 第13条又は第14条の規定による号給が、その者に適用される初任給基準表の試験欄の区分より初任給欄の号給が下位である試験欄の区分(「その他」の区分を含む。)を用い、又はその者の有する学歴免許等の資格のうちの下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給に達しない職員については、当該下位の区分を用い、又は当該下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給をもって、その者の号給とすることができる。

(人事交流等により異動した場合の号給)

第16条 次に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者の号給について、第14条又は前条の規定による場合には著しく部内の他の職員との均衡を失うと認められるときは、これらの規定にかかわらず、あらかじめ理事長の承認を得てその者の号給を決定することができる。

- (1) 国家公務員
 - (2) 地方公務員
 - (3) 公共企業体に勤務する者
 - (4) 職制若しくは定員の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたことにより退職して1年を経過しない者
 - (5) 法令の規定により任期が定められている職員でその任期が満了したもの
 - (6) 理事長が前各号に掲げる者に準ずると認める者
- (特殊の職に採用する場合の号給)

第17条 次に掲げる場合において、号給の決定について第14条又は第15条の規定による場合にはその採用が著しく困難になると認められるときは、これらの規定にかかわらず、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ理事長の承認を得て定める基準に従い、その者の号給を決定することができる。

- (1) 顕著な業績等を有する者をもって充てる必要のある医師等の職に職員を採用しようとする場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、特殊の技術、経験等を必要とする職に職員を採用しようとする場合

第18条 削除

第5章 昇格及び降格

(昇格)

第19条 職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、かつ、その者の勤務成績に従い、その者の属する職務の級を決定するものとする。

2 前項の規定により職員を昇格させる場合には、次の各号のいずれかに掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 職員を昇格させようとする日に当該職員が昇任したこと。
 - (2) 前号に掲げる要件に準ずるものとして理事長が定める要件
 - (3) 昇格させようとする日以前の理事長の定める期間において同日の前日に属する職務の級に分類されている職務に従事していた職員が次に掲げる要件を満たし、かつ、昇格させようとする日以前の理事長の定める期間における人事評価の結果及び勤務成績を判定するに足りると認められる事実に基づき、昇格させようとする職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められること。
- イ 職員を昇格させようとする日以前の理事長の定める期間における人事評価の結果が上位又は中位の段階であること。
- ロ 職員を昇格させようとする日以前1年以内に、公立大学法人青森公立大学職員就業規則第68条の規定による懲戒処分（以下「懲戒処分」という。）又はこれに相当する処分を受けていないこと及び同日において職員から聴取した事項又は調査により判明した事実に基づきこれらの処分を受けることが相当とき

れる行為をしていないこと。

- 3 職員が外国の地方公共団体の機関等又は公益的法人等に派遣されていたこと等の事情により前項第3号に規定する人事評価の結果の全部又は一部がない場合には、同号の規定にかかわらず、理事長の定めるところにより、職員を昇格させることができる。
- 4 前3項の規定により職員を昇格させる場合において、その者の属する職務の級を1級上位の職務の級に決定しようとするときは、次に定めるところによるものとする。
 - (1) 第10条第3項第1号に掲げる職務の級への昇格については、あらかじめ理事長の承認を得ること。
 - (2) 前号に規定する職務の級以外の職務の級への昇格については、別表第6に定める在級期間表（以下「在級期間表」という。）に定める在級期間（職員を昇格させる場合に必要となる1級下位の職務の級に在級した年数をいう。以下同じ。）及び在級期間表において理事長が別に定めることとする要件に従い、その者の属する職務の級を決定すること。この場合において、昇格させようとする日以前における直近の人事評価の結果が上位の段階であるときその他勤務成績が特に良好であるときは、在級期間表に定める在級期間に100分の50以上100分の100未満の割合を乗じて得た期間をもって、在級期間表の在級期間とすることができること。
- 5 第1項から第3項までの規定により職員を昇格させる場合において、在級期間表において理事長が別に定めることとする要件を満たすとき又は職員を2級以上上位の職務の級に決定する特別の事情があると認められる場合として理事長の承認を得た場合は、その者の属する職務の級を2級以上上位の職務の級に決定するものとする。
- 6 第4項第2号の場合において、在級期間表に定める在級期間によることとしたときに部内の他の職員との均衡を失すると認められる職員に対する同項の規定の適用については、同項中「別表第6」とあるのは「理事長の定める要件及び別表第6」と、「定める在級期間（職員を昇格させる場合に必要となる1級下位の職務の級に在級した年数をいう。以下同じ。）及び在級期間表において」とあるのは「において」とする。
- 7 第4項の規定による昇格は、現に属する職務の級に1年以上在級していない職員については行うことができない。ただし、職務の特殊性等によりその在級する期間が1年に満たない者を特に昇格させる必要があると認められる場合であつて、理事長の定めるところによるときは、この限りでない。

（在級期間表の適用方法）

第19条の2 在級期間表は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、職種欄の区分の定めがあるものにあつては、その区分に応じて適用する。

- 2 在級期間表の職務の級欄に定める数字は、当該職務の級に昇格させるための在級期間を示す。
 - 3 第12条第2項第2号に掲げる者又は同条第3項の規定の適用を受ける者に対する在級期間表の適用については、採用試験の結果に基づいて職員となった者として取り扱うものとする。
 - 4 次の各号に掲げる職員に在級期間表を適用する場合におけるその職務の級に在級した期間については、当該各号に定める期間をその職務の級に在級した期間として取り扱うことができる。
 - (1) 第16条又は第17条の規定の適用を受けた職員 部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ理事長の承認を得て定める期間
 - (2) 第24条第1項又は第26条第1項に規定する異動をした職員 部内の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮してあらかじめ理事長の承認を得て定める期間
(上位資格の取得等による昇格)
- 第20条 職員が第12条第2項第1号に該当することとなり、又は異なる学歴免許等の資格を取得し、若しくは在級期間表の異なる職種欄の区分の適用を受けることとなった等の結果、上位の職務の級に決定される資格等を有するに至った場合には、前条の規定にかかわらず、その資格等に、応じた職務の級に昇格させることができる。
- (特別の場合の昇格)
- 第21条 職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合は、第19条の規定にかかわらず、あらかじめ理事長の承認を得て昇格させることができる。
- (昇格の場合の号給)
- 第22条 職職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第7に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。
- 2 第19条、第20条又は前条の規定により職員を昇格させた場合で当該昇格が2級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。
 - 3 第20条の規定により職員を昇格させた場合において、前2項の規定によるその者の号給が新たに職員となったものとした場合に初任給として受けるべき号給に達しないときは、前2項の規定にかかわらず、その者の号給を当該初任給として受けるべき号給とすることができる。
 - 4 降格した職員を当該降格後最初に昇格させる場合において、前3項の規定により

決定される号給が部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、前3項の規定にかかわらず、理事長の定めるところにより、その者の号給を決定することができる。

(降格)

第23条 職員を降格させる場合には、その職務に応じ、その者の属する職務の級を下位の職務の級に決定するものとする。

2 前項の規定により職員を降格させる場合には、当該職員の人事評価の結果又は勤務成績を判定するに足りると認められる事実に基づきその職務の級より下位の職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められなければならない。

3 職員から書面による同意を得た場合には、第1項の規定により当該職員を降格させることができる。

(降格の場合の号給)

第23条の2 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、降格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第7の2に定める降格時号給対応表の降格後の号給欄に定める号給とする。

2 職員を降格させた場合で当該降格が2級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

3 前2項の規定により職員の号給を決定することが著しく不相当であると認められる場合には、これらの規定にかかわらず、あらかじめ理事長の定めるところにより、その者の号給を決定することができる。この場合において、当該号給は、当該職員が降格した日の前日に受けていた給料月額に達しない額の号給でなければならない。

第6章 初任給基準又は給料表の適用を異にする異動

(初任給基準を異にする異動の場合の職務の級)

第24条 職員を給料表の適用を異にすることなく初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務に異動させる場合には、その異動後の職務に応じ、かつ、第10条第3項第1号に掲げる職務の級にあつてはあらかじめ理事長の承認を得て、その他の職務の級にあつてはその異動の日に新たに職員となったものとした場合にその者に適用されることとなる初任給基準表の職種欄の区分又は試験欄の区分（職種欄の区分及び試験欄の区分の定めがあるものにあつては、それぞれの区分）及び学歴免許等欄の区分に対応する初任給欄の職務の級（第11条第1項第3号に掲げる職員にあつては、その者に適用される給料表の最下位の職務の級）を基礎としてその者の経験年数に相当する期間その者の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなして第19条第4項第2号前段の規定の例によるものとした場合に決定することができる職務の級（次項及び第26条第1項において「仮定級」という。）の範囲内で昇格させ、当該職務に応じて降格させ、又は引き続き従前の職務の級にとどまらせるものと

する。

- 2 前項の規定により昇格させようとする日以前における直近の人事評価の結果が上位の段階である職員その他勤務成績が特に良好である職員については、同項の規定にかかわらず、理事長の定めるところにより、これらの者の職務の級を仮定級より上位の職務の級に決定することができる。

(初任給基準を異にする異動をした職員の号給)

第25条 前条第1項に規定する異動をした職員の当該異動後の号給は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる者以外の者 職員となったとき(免許等を必要とする職務に異動した者にあつては、その免許等を取得したとき)から異動後の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなしてそのときの初任給を基礎とし、かつ、部内の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して昇格、昇給等の規定を適用した場合に異動の日を受けることとなる号給
 - (2) 職員となる時にその初任給の決定について第16条又は第17条の規定の適用を受けた者及び理事長の定める者(次号に掲げる者を除く。)あらかじめ理事長の承認を得て定める基準に従い、前号の規定に準じて昇格、昇給等の規定を適用した場合に異動の日を受けることとなる号給
 - (3) 理事長の定める異動に該当する異動をした者 異動の日の前日における号給を理事長の定めるところにより調整した場合に得られる号給
- 2 前項の規定によるその者の号給が新たに職員となったものとした場合に初任給として受けるべき号給に達しないときは、同項の規定にかかわらず、当該初任給として受けるべき号給をもって、その者の異動後の号給とすることができる。
 - 3 第22条及び第23条の2の規定は、前条第1項に規定する異動をしたことにより昇格し、又は降格した職員の号給については適用しない。

(給料表の適用を異にする異動の場合の職務の級)

第26条 職員を給料表の適用を異にして他の職務に異動させる場合におけるその者の職務の級は、その異動後の職務に応じ、かつ、第10条第3項第1号に掲げる職務の級にあつてはあらかじめ理事長の承認を得て、その他の職務の級にあつては、仮定級の範囲内で決定するものとする。

- 2 第24条第2項の規定は、前項の規定により職員の職務の級を決定する場合に準用する。

(給料表の適用を異にする異動をした職員の号給)

第27条 第25条第1項の規定(第3号の規定を除く。)及び同条第2項の規定は、前条第1項に規定する異動をした職員の異動後の号給について準用する。この場合において、第25条第1項第1号中「次号及び第3号」とあるのは「次号」と、同項第2号中「理事長の定める者(次号に掲げる者を除く。)」とあるのは「理事長の定め

る者」と読み替えるものとする。

第7章 削除

第28条から第31条まで 削除

第8章 昇給

(昇給日及び評価終了日)

第32条 給与規程第5条第3項の規則で定める日は、第38条又は第39条に定めるものを除き、毎年4月1日(以下「昇給日」という。)とし、昇給日前における同項の規則で定める日は、昇給日前1年間における人事評価の終了日(以下「評価終了日」という。)とする。

(評価終了日の翌日から昇給日の前日までの間において併せて考慮する事由)

第33条 給与規程第5条第3項の規則で定める事由は、懲戒処分を受けることが相当とされる行為をしたことその他理事長が定める事由とする。

(事務職員給料表の8級以上の職員に相当する職)

第34条 給与規程第5条第4項の細則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 教員職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級であるもの

第35条 削除

(昇給区分及び昇給の号給数)

第36条 評価終了日以前1年間における直近の人事評価の結果がある職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分(以下「昇給区分」という。)は、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。この場合において、第1号イ若しくはロ又は第3号イ若しくはロに掲げる職員に該当するか否かの判断は、別に定めるところにより行うものとする。

- (1) 人事評価の結果が上位の段階である職員又は理事長の定める者のうち、勤務成績が特に良好である職員 次に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、次に定める昇給区分

イ 勤務成績が極めて良好である職員 A

ロ イに掲げる職員以外の職員 B

- (2) 前号及び次号に掲げる職員以外の職員 C

- (3) 人事評価の結果が下位の段階である職員、評価終了日以前1年間において懲戒処分を受けた職員及び第33条に規定する事由に該当した職員並びに給与規程第5条第3項後段の適用を受けることとなった職員 次に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、次に定める昇給区分

イ 勤務成績がやや良好でない職員 D

ロ 勤務成績が良好でない職員 E

- 2 前項の場合において、同項第3号に掲げる職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に同号に定める昇給区分に決定することが著しく不相当であると認

められるときは、同号の規定にかかわらず、別に定めるところにより、同号イに掲げる職員にあってはCの昇給区分に、同号ロに掲げる職員にあってはC又はDの昇給区分に決定することができる。

- 3 職員が外国の地方公共団体の機関等又は公益的法人等に派遣されていたこと等の事情により、人事評価の結果の全部又は一部がない場合には、第1項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、同項に定める昇給区分のいずれかに決定するものとする。
- 4 次の各号に掲げる職員の昇給区分は、前3項の規定にかかわらず、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。
 - (1) 理事長の定める事由以外の事由によって評価終了日以前1年間(当該期間の中途において新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日から評価終了日までの期間。次号において「基準期間」という。)の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員(第1項第3号ロに掲げる職員に該当する職員及び次号に掲げる職員を除く。) D
 - (2) 理事長の定める事由以外の事由によって基準期間の2分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員 E
- 5 前項の規定により昇給区分を決定することとなる職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不相当であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、当該昇給区分より上位の昇給区分(A及びBの昇給区分を除く。)に決定することができる。
- 6 給与規程第5条第3項の規定による昇給の号給数は、昇給区分に応じて別表第8に定める昇給号給数表に定める号給数とする。
- 7 前年の昇給日後に、新たに職員となった者又は第22条第3項、第25条第2項(第27条において準用する場合を含む。)若しくは第43条の規定により号給を決定された者の昇給の号給数は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による号給数に相当する数(評価終了日の翌日から昇給日の前日までの間に新たに職員となった者又は当該号給を決定された者にあつては、理事長の定める数)に、その者の新たに職員となった日又は当該号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数(1月未満の端数があるときは、これを1月とする。)を12月で除した数を乗じて得た数(1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に相当する号給数(理事長の定める職員にあっては、前各項の規定を適用したものとした場合に得られる号給数を超えない範囲内で理事長の定める号給数)とする。
- 8 前2項の規定による号給数が0となる職員は、昇給しない。
- 9 第6項又は第7項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給(当該昇給日において職務の級を異にする異動又は第24条第1項に規定する異動をした職員にあつ

ては、当該異動後の号給)の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる職員の昇給の号給数は、第6項及び第7項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

(昇給号給数の抑制に係る年齢)

第37条 給与規程第5条第5項の規定の適用については、同項に規定する年齢に達した日以後における最初の3月31日に当該年齢に達したものとする。

(研修、表彰等による昇給)

第38条 勤務成績が良好である職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、理事長の定めるところにより、当該各号に定める日に、給与規程第5条第3項の規定による昇給をさせることができる。

- (1) 研修に参加し、その成績が特に良好な場合 成績が認定された日から同日の属する年度の翌年度の昇給日までの日
- (2) 業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績があったことにより、又は辺地若しくは特殊の施設において極めて困難な勤務条件の下で職務に献身精励し、公務のため顕著な功労があったことにより表彰又は顕彰を受けた場合 表彰又は顕彰を受けた日から同日の属する年度の翌年度の昇給日までの日
- (3) 職制若しくは定員の改廃又は過員を生じたことにより退職する場合 退職の日
(特別の場合の昇給)

第39条 勤務成績が良好である職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合その他特に必要があると認められる場合には、あらかじめ理事長の承認を得て、理事長の定める日に、給与規程第5条第3項の規定による昇給をさせることができる。

(最高号給を受ける職員についての適用除外)

第40条 この章の規定は、職務の級の最高の号給を受ける職員には、適用しない。

第41条 削除

第42条 削除

第9章 特別の場合における号給の決定

(上位資格の取得等の場合の号給の決定)

第43条 職員が新たに職員となったものとした場合に現に受ける号給より上位の号給を初任給として受けるべき資格を取得した場合(第22条第3項又は第25条第2項(第27条において準用する場合を含む。))の規定の適用を受ける場合を除く。)又は理事長が定めるこれに準ずる場合に該当するときは、その者の号給を理事長の定めるところにより上位の号給に決定することができる。

(復職時等における号給の調整)

第44条 休職にされ又は休暇のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職

期間、又は休暇の期間（以下「休職等の期間」という。）を別表第9に定める休職期間等換算表に定める基準により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、若しくは再び勤務するに至った日（以下「復職等の日」という。）及び復職等の日、同日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に理事長の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

第45条 削除

（給料の訂正）

第46条 職員の給料の決定に誤りがあり、これを訂正しようとする場合において、あらかじめ理事長の承認を得たときは、その訂正を将来に向かって行うことができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この細則は、令和7年4月1日から施行する。
（切替日における昇格又は降格の特例）
- 2 令和7年4月1日（以下この項において「切替日」という。）に昇格又は降格をした職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなして公立大学法人青森公立大学職員初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則第22条又は第23の2の規定を適用する。
（雑則）
- 3 前項に定めるもののほか、この細則の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（令和8年規程第9号）

（施行期日）

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

級別基準職務表

イ 事務職員給料表級別基準職務表

職務の級	基準となるべき職務
1級	主事等の職務
2級	主任の職務
3級	主査等の職務
4級	主幹等の職務
5級	高度の知識又は経験を必要とする主幹等の職務
6級	事務長及び副参事等の職務
7級	事務局長、事務局次長及び参事の職務
8級	高度の知識又は経験を有する事務局長の職務
9級	相当高度の知識又は経験を有する事務局長の職務

ロ 教員職員給料表級別基準職務表

職務の級	基準となるべき職務
1級	大学の講師の職務
2級	大学の准教授の職務
3級	大学の教授の職務

別表第2（第10条、第11条関係）

初任給基準表

事務職員給料表初任給基準表

試験		学歴免許等	初任給
採用試験	大卒程度		1級29号給
	短大卒程度		1級19号給
	高卒程度		1級9号給
その他		高校卒	1級5号給

備考

資格、免許等の有無を要件とする試験により採用された職員にこの表を適用する場合における当該職員の経験年数は、当該資格、免許等を取得した時以後のものとする。ただし、理事長が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

別表第3（第12条関係）

学歴免許等資格区分表

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
1 大学卒	一 博士課程 修了	(1)学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学院博士課程の修了 (2)上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	二 修士課程 修了	(1)学校教育法による大学院修士課程の修了 (2)上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	三 大学6卒	(1)学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科（同法第85条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。）又は獣医学科（修学年限6年のものに限る。）の卒業 (2)上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	四 大学専攻 科卒	(1)学校教育法による4年制の大学の専攻科の卒業 (2)上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	五 大学4卒	(1)学校教育法による4年制の大学の卒業 (2)気象大学校大学部（修業年限4年のものに限る。）の卒業 (3)海上保安大学本科の卒業 (4)上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
2 短大卒	一 短大3卒	(1)学校教育法による3年制の短期大学の卒業 (2)学校教育法による2年制の短期大学の専攻科の卒業 (3)学校教育法による高等専門学校の専攻科の卒業 (4)上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	二 短大2卒	(1)学校教育法による2年制の短期大学の卒業 (2)学校教育法による高等専門学校の卒業 (3)学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科（2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 (4)航空保安大学校本科の卒業 (5)海上保安学校本科の修業年限2年の課程の卒業 (6)上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格

	三 短大1卒	(1)海上保安学校本科の修業年限1年の課程の卒業 (2)上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
3 高校卒	一 高校専攻 科卒	(1)学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別 支援学校の専攻科の卒業 (2)上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	二 高校3卒	(1)学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別 支援学校（同法第76条第2項に規定する高等部に限 る。）の卒業 (2)上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	三 高校2卒	(1)保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に よる准看護師学校又は准看護師養成所の卒業 (2)上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
4 中学卒	中学卒	(1)学校教育法による中学校若しくは特別支援学校の中 学部卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 (2)上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格

備考

この表の「特別支援学校」には学校教育法等の一部を改正する法律（平成18年法律第80号）による改正前の学校教育法による盲学校、聾学校及び養護学校を、「准看護師学校」には平成13年法律第153号による改正前の保健婦助産婦看護婦法による准看護婦学校を、「准看護師養成所」には同法による准看護婦養成所を含むものとする。

別表第4（第6条関係）

経験年数換算表

経歴		換算率
国、地方公共団体、旧公共企業体、政府関係機関、外国政府又は民間における企業体、団体等の職員等としての在職期間		100/100 以下
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間（正規の修学年数内の期間に限る。）		100/100 以下
その他の期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	100/100 以下
	その他の期間	25/100 以下（部内の他の職員との均衡を著しく失する場合は、50/100 以下）

備考

経験欄の左欄の「その他の期間」の区分中「その他の期間」の区分の適用を受ける期間のうち、職員としての職務に役立つと認められる期間で理事長が定めるものに対するこの表の適用については、同区分に対応する換算率欄の率を理事長が別に定める。

別表第5（第14条の2関係）

経験年数調整表

学歴区分(甲)	学歴免許等の区分														
	基準学歴区分			学歴区分(乙)											
	大学卒	短大卒	高校卒	博士課程修了(大学6卒後のものに限る。)	博士課程修了	修士課程修了	大学6卒	大学専攻科卒	大学4卒	短大3卒	短大2卒	短大1卒	高校専攻科卒	高校3卒	高校2卒
博士課程修了	+5年	+6.5年	+9年	-1年		+3年	+3年	+4年	+5年	+6年	+6.5年	+8年	+8年	+9年	+10年
修士課程修了	+2年	+3.5年	+6年	-4年	-3年			+1年	+2年	+3年	+3.5年	+5年	+5年	+6年	+7年
大学6卒	+2年	+3.5年	+6年	-4年	-3年			+1年	+2年	+3年	+3.5年	+5年	+5年	+6年	+7年
大学専攻科卒	+1年	+2.5年	+5年	-5年	-4年	-1年	-1年		+1年	+2年	+2.5年	+4年	+4年	+5年	+6年
大学4卒		+1.5年	+4年	-6年	-5年	-2年	-2年	-1年		+1年	+1.5年	+3年	+3年	+4年	+5年
短大3卒	-1年	+0.5年	+3年	-7年	-6年	-3年	-3年	-2年	-1年		+0.5年	+2年	+2年	+3年	+4年
短大2卒	-2年	-0.5年	+2年	-8年	-7年	-4年	-4年	-3年	-2年	-1年	+0.5年	+1年	+1年	+2年	+3年
短大1卒	-3年	-1.5年	+1年	-9年	-8年	-5年	-5年	-4年	-3年	-2年	-1.5年			+1年	+2年
高校専攻科卒	-3年	-1.5年	+1年	-9年	-8年	-5年	-5年	-4年	-3年	-2年	-1.5年			+1年	+2年
高校3卒	-4年	-2.5年		-10年	-9年	-6年	-6年	-5年	-4年	-3年	-2.5年	-1年	-1年		+1年
高校2卒	-5年	-3.5年	-1年	-11年	-10年	-7年	-7年	-6年	-5年	-4年	-3.5年	-2年	-2年	-1年	
中学卒	-7年	-5.5年	-3年	-13年	-12年	-9年	-9年	-8年	-7年	-6年	-5.5年	-4年	-4年	-3年	-2年

備考

- 1 学歴区分欄及び基準学歴区分欄の学歴免許等の区分については、それぞれ学歴免許等資格区分表に定めるところによる。
- 2 この表に定める年数は、その者の有する学歴区分（甲）欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格についての初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる基準学歴区分欄又は学歴区分（乙）欄の学歴免許等の区分に対する加える年数又は減ずる年数（以下「調整年数」という。）を示す。この場合において、「+」の年数は加える年数を、「-」の年数は減ずる年数を示す。
- 3 学校教育法による大学院博士課程のうち医学若しくは歯学に関する課程又は薬学若しくは獣医学に関する課程（修業年限4年のものに限る。）を修了した者に対するこの表の適用については、学歴区分（甲）欄の「博士課程修了」の区分に対応する調整年数にそれぞれ1年を加えた年数をもって、この表の調整年数とする。
- 4 この表の適用について理事長が別段の定めをした者の経験年数による調整年数は、理事長が別に定めるところによる。

別表第6（第19条関係）

在級期間表

イ 事務職員給料表在級期間表

職務の級				
2級	3級	4級	5級	6級
3	4	4	2	別に定める

ロ 教員職員給料表在級期間表

職種	職務の級		
	1級	2級	3級
教授	0	3	別に定める
准教授	6	3	
講師	6		

別表第7 昇格時号給対応表（第22条関係）

イ 事務職員給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	2
3	1	1	1	1	1	1	1	3
4	1	1	1	1	1	1	1	4
5	1	1	1	1	1	1	1	5
6	1	1	1	1	1	1	1	5
7	1	1	1	1	1	1	1	5
8	1	1	1	1	1	1	1	5
9	1	1	1	1	1	1	1	5
10	1	1	1	2	1	1	1	
11	1	1	1	3	1	1	1	
12	1	1	1	4	1	1	1	
13	1	1	1	5	1	1	2	
14	1	1	1	6	2	1	2	
15	1	1	1	7	3	1	2	
16	1	1	1	8	4	1	2	
17	1	1	1	9	5	1	2	
18	1	1	1	10	6	2	3	
19	1	1	1	11	7	3	3	
20	1	1	1	12	8	4	3	
21	1	1	1	13	9	5	3	
22	1	2	2	14	10	5	4	
23	1	3	3	15	11	6	4	
24	1	4	4	16	12	6	4	
25	1	5	5	17	13	7	4	
26	1	6	6	18	14	7	4	
27	1	7	7	19	15	8	4	
28	1	8	8	20	16	8	4	
29	1	9	9	21	17	9	5	

30	1	10	10	22	18	9	5	
31	1	11	11	23	19	10	5	
32	1	12	12	24	20	10	5	
33	1	13	13	25	21	11	5	
34	2	14	14	26	22	11	5	
35	3	15	15	27	23	12	5	
36	4	16	16	28	24	12	5	
37	5	17	17	29	25	13	5	
38	6	18	18	30	26	13	5	
39	7	19	19	31	27	13	5	
40	8	20	20	32	28	13	5	
41	9	21	21	33	29	14	5	
42	10	22	22	34	29	14	5	
43	11	23	23	35	30	14	5	
44	12	24	24	36	30	14	5	
45	13	25	25	37	31	15	5	
46	14	26	26	38	31	15		
47	15	27	27	39	32	15		
48	16	28	28	40	32	15		
49	17	29	29	41	33	15		
50	18	30	30	42	33	15		
51	19	31	31	43	34	15		
52	20	32	32	44	34	15		
53	21	33	33	45	35	15		
54	21	33	34	46	35	15		
55	22	34	35	47	36	15		
56	22	34	36	48	36	15		
57	23	35	37	49	37	15		
58	23	35	37	50	37	15		
59	24	36	37	51	38	15		
60	24	36	38	52	38	15		
61	25	37	38	53	38	15		
62	25	38	38	54	38	15		
63	26	39	39	55	38	15		
64	26	40	39	56	38	15		

65	27	41	39	57	38	15		
66	27	41	40	58	38	16		
67	28	42	40	59	38	16		
68	28	42	40	60	39	16		
69	29	43	41	60	39	16		
70	29	43	41	60	39	16		
71	29	44	41	60	39	16		
72	30	44	42	60	39	16		
73	30	45	42	61	39	17		
74	30	45	42	61	39			
75	31	45	43	61	39			
76	31	45	43	61	39			
77	31	45	43	61	39			
78	32	46	44	62	39			
79	32	46	44	62	39			
80	32	46	44	62	39			
81	33	46	45	63	40			
82	33	46	45	64	40			
83	33	47	45	65	40			
84	34	47	45	66	40			
85	34	47	46	67	41			
86	34	47	46	67				
87	35	47	46	68				
88	35	48	46	68				
89	35	48	47	69				
90	36	48	47	70				
91	36	48	47	71				
92	36	48	47	72				
93	37	49	47	73				
94		49	47					
95		49	47					
96		49	48					
97		49	48					
98		50	48					
99		50	48					

100		50	48					
101		50	48					
102		50	48					
103		51	49					
104		51	49					
105		51	49					
106		51	49					
107		51	49					
108		52	49					
109		52	49					
110		52						
111		52						
112		52						
113		52						
114		52						
115		52						
116		52						
117		53						
118		53						
119		53						
120		53						
121		53						
122		53						
123		53						
124		53						
125		53						

ロ 教員職員給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に 受けていた号給	昇格後の号給	
	2級	3級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	1	1
15	1	1
16	1	1
17	1	2
18	2	2
19	3	2
20	4	2
21	5	2
22	5	2
23	6	2
24	6	2
25	7	3
26	7	3
27	8	3
28	8	3
29	9	3
30	10	3
31	11	3

32	12	3
33	13	4
34	14	4
35	15	4
36	16	4
37	17	4
38	18	4
39	19	4
40	20	4
41	21	5
42	22	5
43	23	5
44	24	5
45	25	5
46	26	5
47	27	5
48	28	5
49	29	5
50	30	5
51	31	6
52	32	6
53	33	6
54	34	6
55	35	6
56	36	6
57	37	6
58	38	6
59	39	7
60	40	7
61	41	7
62	41	7
63	42	7
64	42	7
65	43	7
66	43	7

67	44	7
68	44	7
69	45	7
70	45	7
71	45	7
72	45	8
73	46	8
74	46	
75	46	
76	46	
77	46	
78	46	
79	46	
80	46	
81	46	
82	46	
83	46	
84	46	
85	46	
86	46	
87	46	
88	46	
89	46	
90	46	
91	46	
92	46	
93	46	

備考 これらの表の昇格後の号給欄中「2級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。

別表第7の2 降格時号給対応表（第23条の2関係）

イ 事務職員給料表降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降格後の号給							
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	33	21	21	9	13	17	12	1
2	33	22	22	10	14	18	17	2
3	33	23	23	11	15	19	21	3
4	34	24	24	12	16	20	28	4
5	35	25	25	13	17	22	45	9
6	36	26	26	14	18	24	45	9
7	38	27	27	15	19	26	45	9
8	39	28	28	16	20	28	45	9
9	41	29	29	17	21	30	45	9
10	42	30	30	18	22	32		
11	43	31	31	19	23	34		
12	44	32	32	20	24	36		
13	45	33	33	21	25	40		
14	46	34	34	22	26	44		
15	47	35	35	23	27	65		
16	48	36	36	24	28	72		
17	49	37	37	25	29	73		
18	50	38	38	26	30	73		
19	51	39	39	27	31	73		
20	52	40	40	28	32	73		
21	54	41	41	29	33	73		
22	56	42	42	30	34	73		
23	58	43	43	31	35	73		
24	60	44	44	32	36	73		
25	62	45	45	33	37	73		
26	64	46	46	34	38	73		
27	66	47	47	35	39	73		
28	68	48	48	36	40	73		
29	71	49	49	37	42	73		

30	74	50	50	38	44	73		
31	77	51	51	39	46	73		
32	80	52	52	40	48	73		
33	83	54	53	41	50	73		
34	86	56	54	42	52	73		
35	89	58	55	43	54	73		
36	92	60	56	44	56	73		
37	93	61	59	45	58	73		
38	93	62	62	46	68	73		
39	93	63	65	47	80	73		
40	93	64	68	48	84	73		
41	93	66	71	49	85	73		
42	93	68	74	50	85	73		
43	93	70	77	51	85	73		
44	93	72	80	52	85	73		
45	93	77	84	53	85	73		
46	93	82	88	54	85			
47	93	87	95	55	85			
48	93	92	102	56	85			
49	93	97	109	57	85			
50	93	102	109	58	85			
51	93	107	109	59	85			
52	93	116	109	60	85			
53	93	125	109	61	85			
54	93	125	109	62	85			
55	93	125	109	63	85			
56	93	125	109	64	85			
57	93	125	109	65	85			
58	93	125	109	66	85			
59	93	125	109	67	85			
60	93	125	109	72	85			
61	93	125	109	77	85			
62	93	125	109	80	85			
63	93	125	109	81	85			
64	93	125	109	82	85			

65	93	125	109	83	85			
66	93	125	109	84	85			
67	93	125	109	85	85			
68	93	125	109	85	85			
69	93	125	109	85	85			
70	93	125	109	85	85			
71	93	125	109	85	85			
72	93	125	109	85	85			
73	93	125	109	85	85			
74	93	125	109	85				
75	93	125	109	85				
76	93	125	109	85				
77	93	125	109	85				
78	93	125	109	85				
79	93	125	109	85				
80	93	125	109	85				
81	93	125	109	85				
82	93	125	109	85				
83	93	125	109	85				
84	93	125	109	85				
85	93	125	109	85				
86	93	125	109					
87	93	125	109					
88	93	125	109					
89	93	125	109					
90	93	125	109					
91	93	125	109					
92	93	125	109					
93	93	125	109					
94	93	125						
95	93	125						
96	93	125						
97	93	125						
98	93	125						
99	93	125						

100	93	125						
101	93	125						
102	93	125						
103	93	125						
104	93	125						
105	93	125						
106	93	125						
107	93	125						
108	93	125						
109	93	125						
110	93	125						
111	93	125						
112	93	125						
113	93	125						
114	93							
115	93							
116	93							
117	93							
118	93							
119	93							
120	93							
121	93							
122	93							
123	93							
124	93							
125	93							

ロ 教員職員給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に 受けていた号給	降格後の号給	
	1 級	2 級
1	17	16
2	18	24
3	19	32
4	20	40
5	22	50
6	24	58
7	26	71
8	28	73
9	29	73
10	30	73
11	31	73
12	32	73
13	33	73
14	34	73
15	35	73
16	36	73
17	37	73
18	38	
19	39	
20	40	
21	41	
22	42	
23	43	
24	44	
25	45	
26	46	
27	47	
28	48	
29	49	
30	50	
31	51	

32	52	
33	53	
34	54	
35	55	
36	56	
37	57	
38	58	
39	59	
40	60	
41	62	
42	64	
43	66	
44	68	
45	72	
46	93	
47	93	
48	93	
49	93	
50	93	
51	93	
52	93	
53	93	
54	93	
55	93	
56	93	
57	93	
58	93	
59	93	
60	93	
61	93	
62	93	
63	93	
64	93	
65	93	
66	93	

67	93	
68	93	
69	93	
70	93	
71	93	
72	93	
73	93	

備考 これらの表の降格後の号給欄中「1級」等とあるのは、その者が降格した職務の級を示す。

別表第8

昇給号給数表（第36条関係）

ア 事務職員給料表7級以下職員等昇給号給数表

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号給数	4以上	4以上	4	2	0
	2以上	1	0	0	0

備考

- この表は、事務職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上のもの、教員職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上のもの、又は第37条第1項に規定する職員以外の職員に適用する。
- この表に定める上段の号給数は給与規程第5条第5項に規定する職員以外の職員に、この表に定める下段の号給数は同項に規定する職員に適用する。

イ 事務職員給料表8級以上職員等昇給号給数表

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号給数	2	1	0	0	0

備考

この表は、事務職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上のもの、教員職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上のもの、又は第37条第1項に規定する職員に適用する。

別表第9（第44条関係）

休職期間等換算表

休職等の期間	換算率
<p>給与規程第28条第1項の規定による休職又は公立大学法人青森公立大学職員就業規則（平成21年規程第36号。以下「就業規則」という。）第40条第2項の表第1号の規定による休暇若しくは通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条及び第3条に規定する通勤をいう。以下この表において同じ。）による負傷若しくは疾病に係る休暇の期間</p>	<p>3/3</p>
<p>就業規則第46条第1項第3号又は第4号の規定による休職（同条第4号の規定によるものにあつては、原因である災害が公務上の災害又は通勤による災害と認められるものに限る。）の期間</p>	
<p>就業規則第41条に規定する介護休暇の期間</p>	
<p>給与規程第28条第2項及び第3項の規定による休職又は就業規則第40条第2項の表第1号及び第4号の規定による休暇の期間</p>	<p>1/3</p>
<p>就業規則第46条第1項第4号の規定による休職（原因である災害が業務上の災害又は通勤による災害と認められるものを除く。）の期間</p>	<p>1/3</p>
<p>給与規程第28条第4項の規定による休職の期間（無罪判決を受けた場合の休職の期間に限る。）</p>	<p>3/3</p>